



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 12 月 14 日 (水曜日) 号外 第 57 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁
○職員の定年等に関する条例等の一部を改正する 条例…………… (人事課) 1	
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 15	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第42号)

- 改正の理由及び主な内容
地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を段階的に引き上げる等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

- 改正の理由及び主な内容
地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

条 例

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第42号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例 (職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例 (昭和59年宮崎県条例第17号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
職員の定年等に関する条例	職員の定年等に関する条例
(趣旨)	目次 第1章 総則 (第1条) 第2章 定年制度 (第2条-第5条) 第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条-第11条) 第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条) 第5章 雑則 (第13条) 附則 第1章 総則 (趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 第28	第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 以下

条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 [略]

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

(1) 病院、保健所その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師 年齢65年

(2) 守衛、庁務員その他労務に従事する職員 年齢63年

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて

「法」という。) 第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで、第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年による退職)

第2条 [略]

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条各号に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する

退職させることができる。

5 [略]

第5条 削除

(定年に関する施策の調査等)

第6条 [略]

前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 [略]

(定年に関する施策の調査等)

第5条 [略]

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第5条第1項、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号)第3条の2及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)第5条に規定する職

(2) 警察法第62条に規定する警視及び警部の階級にある警察官(前号に該当する職を除く。)

(3) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する主幹教諭及び指導教諭

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職が占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「宮崎県警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」とい

う。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下この項において「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下この項において「特定任命」という。））」と、同項第1号から第3号までの規定中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（2）当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（3）当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管

理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 [略]

(定年に関する経過措置)

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3

附 則

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 [略]

条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条各号に掲げる職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第1号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(2) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

10 宮崎県警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表（第6条関係）

- 1 病院
- 2 保健所

3 前2項に掲げるもののほか、医療業務を行う機関

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和28年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(降任、免職及び休職の手續)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 任命権者は職員の意に反する降任、免職及び休職の処分をする場合においては、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>第3条・第4条 [略]</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>2 [略]</p> <p>3 休職者の給与については、この条例の第4条第2項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例が定められるまでの間、国家公務員の例により支給する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手續及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(降給の種類)</p> <p>第2条 <u>降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)</u>及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の職務の号給に変更することをいう。以下同じ。)<u>並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とする。</p> <p>(降給の事由)</p> <p>第3条 <u>任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、法第28条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が法第28条第1項第1号に掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降号するものとする。</u></p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手續)</p> <p>第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は前条第1項の規定に該当するもの(法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。)<u>として降格する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</u></p> <p>2 任命権者は職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の処分をする場合においては、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>第5条・第6条 [略]</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、公務遂行中の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。次項において「給与条例」という。)</u>附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、<u>当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例(昭和</u></p>

	<p>29年宮崎県条例第40号) 附則第17項の規定による降給とする」とする。</p> <p>4 第4条第2項の規定は、給与条例附則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>
--	---

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒に関する条例(昭和28年宮崎県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間について給料の月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の10分の1以下の額を減ずるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の10分の1以下の額を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p>

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>6 任命権者は、人事委員会と協議して、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>7・8 [略]</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第6条 職員の年次休暇は、1年につき20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>6 任命権者は、人事委員会と協議して、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>7・8 [略]</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第6条 職員の年次休暇は、1年につき20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあ</p>

、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)とする。	っては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)とする。
2 [略]	2 [略]

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) [略] (5) [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) [略] (5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員及び市町村立学校職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (6) [略]

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略] (4)・(5) [略] (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略] (育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例) 第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略] (4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員及び市町村立学校職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (5)・(6) [略] (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略] (4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員及び市町村立学校職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例) 第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第3条第5項	とする
	に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮

		<p>崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>			
第3条第6項	<p>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）</p>	<p>勤務時間等条例</p>			
第3条の2第1項、第2項及び第4項	<p>[略]</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	第3条の2第1項	<p>[略]</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
第5条の9第2項第2号	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>[略]</p>	第3条の2第2項及び第4項	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
[略]			第5条の9第2項第2号	<p>定年前再任用短時間勤務職員</p>	<p>[略]</p>
			[略]		

（育児短時間勤務職員についての市町村立学校給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務職員についての市町村立学校給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第5項	<p>とする</p>	<p>に、市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
第3条第6項	<p>市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例</p>	<p>勤務時間等条例</p>

（育児短時間勤務職員についての市町村立学校給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務職員についての市町村立学校給与条例第3条第6項の規定の適用については、同項中「職員の給与に関する条例」とあるのは、「職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第15条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例」とする。

	第16号。以下 「勤務時間等 条例」という 。))		
第3条第7 項	職員の給与に 関する条例	職員の育児休業等に関する条例 (平成4年宮崎県条例第6号) 第15条の規定により読み替えら れた職員の給与に関する条例	
(部分休業をすることができない職員)		(部分休業をすることができない職員)	
第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	
(1) [略]		(1) [略]	
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「 <u>再任用短時間勤務職員等</u> 」という。))を除く。)		(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> 」という。))を除く。)	
(部分休業の承認)		(部分休業の承認)	
第25条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。		第25条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	
2・3 [略]		2・3 [略]	

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)~(4) [略] (5) [略] 3 [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)~(4) [略] (5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員及び市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和59年宮崎県条例第18号)第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (6) [略] 3 [略]

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 職員の修学部分休業に関する条例(平成17年宮崎県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第3条 [略] 2 修学部分休業をしている職員に対する給与と条例第5条の9第2項第2号の規定の適用については、同号中「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは、「職員の修学部分休業に関する条例(平成17年宮崎県条例第3号)第2条第1項の規定により修学部分休業をしている職員」とする。	(給与の減額) 第3条 [略] 2 修学部分休業をしている職員に対する給与と条例第5条の9第2項第2号の規定の適用については、同号中「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは、「職員の修学部分休業に関する条例(平成17年宮崎県条例第3号)第2条第1項の規定により修学部分休業をしている職員」とする。

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(通勤手当の額の特例)</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和45年宮崎県条例第44号）附則第10項第1号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「職員の修学部分休業に関する条例（平成17年宮崎県条例第3号）第2条第1項の規定により修学部分休業をしている職員」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>[略]</p>
---	-----------------------

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第9条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与条例第5条の9第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年宮崎県条例第4号）第2条第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員」とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(通勤手当の額の特例)</p> <p>2 高齢者部分休業をしている職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和45年宮崎県条例第44号）附則第10項第1号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年宮崎県条例第4号）第2条第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員」とする。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与条例第5条の9第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年宮崎県条例第4号）第2条第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員」とする。</p> <p>附 則</p> <p>[略]</p>

(宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宮崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 職員の再任用に関する条例（平成13年宮崎県条例第3号）は、廃止する。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の

定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 4 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧定年条例第 2 条の規定により退職した者

（2） 旧定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

（4） 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。次項第 5 号において同じ。）をされたことがある者

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日以後に新定年条例第 2 条の規定により退職した者

（2） 施行日以後に新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者

（3） 施行日以後に新定年条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（4） 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

（5） 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第 5 条 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、前条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、前条第 2 項各号に掲げる者のうち、

特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第 9 条において同じ。）に達している者（新定年条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 4 条及び第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条及び第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第 8 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 4 条及び第 5 条の規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第 9 条 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者（基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第 12 条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第 12 条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 10 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（暫定再任用職員の勤務時間等に関する経過措置）

第 11 条 暫定再任用職員で新地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第 4 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条及び次条において「新勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

第 12 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年宮崎県条例第 41 号）第 2 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号）第 3 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される同条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 4 項の規定

により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは不動産を取得した者に対し次に掲げる事項の報告を求めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げるものを除く外、知事において必要があると認める事項</p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p> <p>第40条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産についての増築、改築、損かいその他特別の事情による変化並びにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条 法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に次項に規定する書類を添えて、<u>第38条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の2 法第73条の27の2第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、<u>第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴</p>	<p>(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>不動産を取得した者が、当該不動産の取得について、第1項に規定する期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合及び知事が不動産取得税の賦課徴収について必要があると認める場合を除く。）は、第1項の規定は適用しない。</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、<u>不動産</u>を取得した者に対し次に掲げる事項の報告を求めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項</p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p> <p>第40条 市町村長は、法第73条の18第4項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産についての増築、改築、損かいその他特別の事情による変化並びにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条 法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に次項に規定する書類を添えて、<u>納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の2 法第73条の27の2第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、<u>納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>○</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴</p>

収猶予)

第41条の2の2 法第73条の27の3第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

(譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の3 法第73条の27の4第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

(再開発会社の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の4 法第73条の27の5第2項において準用する法第73条の27の4第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の5 法第73条の27の6第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(土地改良区の換地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の6 法第73条の27の7第2項において準用する法第73条の27の4第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第45条 次に掲げる者のゴルフ場の利用について別に利用料金を定め、かつ、その利用料金が通常の利用料金に比較して2割以上軽減されている場合において、当該軽減された利用料金で利用する者の当該ゴルフ場の利用（法第75条の2各号に掲げる者のゴルフ場の利用及び法第75条の3各号に掲げるゴルフ場の利用を除く。）に係るゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) [略]

(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会及び同大会の予選会に準じて取り扱うことが適当である公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「協会」という。）が主催する競技会及びその予選に相当する協会加盟の地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手

収猶予)

第41条の2の2 法第73条の27の3第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1)～(9) [略]

(譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の3 法第73条の27の4第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1)～(7) [略]

(再開発会社の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の4 法第73条の27の5第2項において準用する法第73条の27の4第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(農地中間管理機構の農地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の5 法第73条の27の6第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(土地改良区の換地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の6 法第73条の27の7第2項において準用する法第73条の27の4第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第45条 次に掲げる者のゴルフ場の利用について別に利用料金を定め、かつ、その利用料金が通常の利用料金に比較して2割以上軽減されている場合において、当該軽減された利用料金で利用する者の当該ゴルフ場の利用（法第75条の2各号に掲げる者のゴルフ場の利用及び法第75条の3各号に掲げるゴルフ場の利用を除く。）に係るゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) [略]

(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民スポーツ大会及び同大会の予選会に準じて取り扱うことが適当である公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「協会」という。）が主催する競技会及びその予選に相当する協会加盟の地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手

<p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(宅地建物取引業者に係る不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第10条の2 法附則第11条の4第5項又は第7項において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、<u>第38条第1項の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>選手</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(宅地建物取引業者に係る不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第10条の2 法附則第11条の4第5項又は第7項において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、<u>納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第45条第1項第2号の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。 (不動産取得税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の宮崎県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。</p>	

